

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 3 4 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 8 年 3 月 2 4 日)

○開催日時 令和 8 年 3 月 2 4 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

日程第 1	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 2	報告第 2 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
日程第 3	報告第 3 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について
日程第 4	議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号	現況証明願いについて
日程第 7	議案第 4 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
日程第 8	議案第 5 号	別海町農業委員会傍聴規程の一部改正について

○出席委員（23名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
8番	山	田	良	雄	9番	木	幡		誠
10番	佐々木			實	11番	竹	花	智	子
14番	市	川	義	晴	15番	藤	田	浩	義
16番	石	田	昌	樹	17番	及	川	哲	夫
18番	小	島		敏	19番	齊	藤	春	雄
20番	岸	本	正	明	22番	豐	島	千	秋
23番	目	黒	英	夫	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（3名）

12番	猿	谷	忠	義	13番	畠	山	友	子
21番	伊	藤	一	吉					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	沼	倉	正	広
農地調整担当	主事	後	藤	良	介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

18番	小	島	敏	19番	齊	藤	春	雄
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年7月8日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席18番 小 島 敏

議席19番 斉 藤 春 雄

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 3 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 34 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 12 番猿谷委員、13 番畠山委員、21 番伊藤委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。18 番小島委員、19 番斉藤委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 3 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和 7 年 3 月 22 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第 2 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和 8 年 1 月 14 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第 3 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇

〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和7年8月30日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から先に農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は13件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、3号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませ
んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに
決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請
結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

報告第3号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果につい
て。令和8年1月28日開催の第32回農業委員会総会で決定した農地中間
管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、
別海町長から認可した旨の通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、農地売買等事業の貸付けタイプを活用し
た所有権の移転が1件、即売りタイプを活用した所有権の移転が10件、貸
付けタイプを活用した利用権の設定が1件、農地中間管理事業による利用権
の設定が16件となっており、要請時における内容どおりとなっていますの
で、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は所有権の
移転の1号が令和8年2月10日、2号から11号が令和8年2月20日、
利用権の設定の1号が令和8年2月20日、2号から17号までが令和8年
2月27日となっています。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結
果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の2号、3号につきましては、○番○○委員に関する
案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長(信夫会長)

日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。

売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

なお、1号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、8番山田委員にお願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。2月総会後に航空写真を確認し、特に問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第1号の1号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第1号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、1号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

ここで、〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第1号の議事参与制限以外につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

2号につきましては、2番加藤祐介委員。3号につきましては、3番芳賀委員にお願いいたします。

それでは、2号につきまして、2番加藤祐介委員お願いします。

○2番 加藤祐介委員

はい、御説明いたします。2月総会後に航空写真で確認しました。〇〇〇〇へ3条売買案件です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして、3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、御説明いたします。過去の離農処理の中で一部の土地が〇〇〇〇となり、長年賃貸していたものです。今回、〇〇〇〇に譲り渡すということでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第1号の議事参与制限以外につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第1号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号の議事参与制限以外につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、バンカーサイロ外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農

用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。この案件は昨年11月10日に木幡委員、猿谷委員、事務局とともに現地を見てまいりました。特に問題ないものとして確認しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。

それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案どおり可決することに決定します。

◎日程第6 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第3号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、20番岸本委員

よろしく願いいたします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。昨年の11月10日に木幡委員、猿谷委員、事務局と現地を調査してきました。非農地であることを確認しましたので、よろしく願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第7 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第4号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり、次のとおり「令和8年度最適化活動の目標設定等」を策定する。

本議案説明前に農業委員会における最適化活動の目標設定についての基本的な考え方について説明させていただきます。

農業委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保することが必要となります。このため、農業委員会は毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、決定後、速やかに北海道農業会議へ通知し、4月末までにインターネット等その他適切な方法で公表するとともに、都道府県、市町村、農地中間管理機構に報告するものとされています。

それでは議案について説明させていただきます。

「Ⅰ 農業委員会の状況」の項目で、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要となっております。こちらについては農林業センサス2020などの統計資料や農業委員会の調査に基づいて記入しております。

続いて「Ⅱ 最適化活動の目標」です。こちらに関しましては、令和8年度の最適化活動の目標を設定し、お諮りするものです。目標設定につきましては、成果目標と活動目標の2種類となっております。

成果目標については、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進と項目に分かれています。

活動目標については、各農業委員等が最適化活動を行う日数目標、最適化活動の強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標の項目となっております。

はじめに1の(1)農地の集積についてですが、①の現状及び課題については、(A)は農地面積、(B)のこれまでの集積面積、集積率の数字は、令和6年度の最適化活動の点検評価での実績の面積となっております。

②の目標の上段目標年度と集積率は令和5年8月に改正を行った「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で令和8年度の目標の集積率としており、「今年度の新規集積目標」は、指針の令和8年度の目標の集積面積6万5,895ヘクタールと現状の集積面積6万4,219ヘクタールとの差1,676ヘクタールを来年度で達成する計算で1,676ヘクタールとしております。

なお、目標の集積面積である1,676ヘクタールを加えた令和8年度末の集積率の目標は104.3%としております。

次に(2)遊休農地の解消の項目ですが、現状、遊休農地は発生しておりませんので、前年度と同様の目標となっております。なお、令和3年度時点では黄区分とされている遊休農地が6.3ヘクタール発生していましたが、現在は解消されています。

次に(3)新規参入の促進の項目です。①の現状としては、令和7年度新規参入者は6経営体、経営面積は322.2ヘクタールとなっております。課題については、前年度と同様の記載にしています。②目標につきましては、過去3年間の権利移動面積を記載しております。3年間の権利移動面積の平均値として6,463.4ヘクタールとなっております。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、※2に記載のとおり、目標面積は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入となっていることから、平均値の6,463.4ヘクタールの1割以上である647ヘクタールとしております。

2の最適化活動の目標、(1)推進委員(農業委員)等が最適化活動を行う日数目標の項目については、最適化活動の点検・評価の点数が得られる最低基準が6日であることから目標についても6日としています。(2)の活動強化月間の設定目標については、毎年度、活動強化月間として3か月以上

を設定することを目標として設定するものとされており、前年度と同様で、畑評価やあっせん会議等が多く行われ始める４月から６月までを活動強化月間とさせていただいております。最後に（３）新規参入相談会への参加目標についてです。農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に１名以上参加することを目標として設定するものとされており、今年度に関しても、会長が出席する酪農研修牧場入所式への参加について記載しています。

今回設定した目標については、令和８年度の実績を踏まえ、来年度の令和９年度の５月総会において点検・評価についてお諮りすることとしています。

以上で議案第４号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第４号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、目標の設定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして、策定することに決定します。

◎日程第８ 議案第５号

○議長（信夫会長）

日程第８ 議案第５号「別海町農業委員会傍聴規程の一部改正について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第５号、別海町農業委員会傍聴規程の一部改正について。別海町農業委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

訓令本文の朗読は省略し、議案資料で説明させていただきます。

まず、この規程改正の概要を説明させていただきます。この規程は、農業委員会等に関する法律及び別海町農業委員会会議規則において、農業委員会総会は公開しなければならないと規定されていることから、総会を傍聴する場合の必要事項を定めたものとなります。

総会議案は、氏名、財産等の個人情報が多く含まれていることから、総会傍聴において個人情報を公開しないための改正及び傍聴時に守るべき事項な

どを改正するものです。

それでは、説明いたします。

第1条は、この規程の主旨となります目的を追加するものです。

第2条は、傍聴時の受付簿、傍聴券の様式を追加するものです。

第4条は、総会は公開しなければならないことから、議長が傍聴を伸縮できないため、ただし書きを削除するものです。

第9条は、酒気をおびた者を町議会傍聴規則や他の農業委員会の傍聴規程に合わせて、酒気を帯びていると認められる者に改めるとともに、その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情があると認められる者を追加するものです。

第10条は、異様な服装をしないこと及び帽子を着用しないことを削除し、携帯電話等の使用に関する事項及び会議場内で撮影、録音等の規制に関する事項を追加するものです。

第11条は、傍聴人への配布物は、会議次第等の日程表のみを配布することを追加するものです。

なお、附則としまして、この訓令は、令和8年4月1日から施行することとするものです。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第34回総会を閉会します。